

平成29年度第3回 北海道障がい者就労支援推進委員会 会議録

日時：平成29年10月11日（水）18:00～20:00

場所：かでの2・7 710会議室

1 開会（18:00）

事務局

- 定刻になりましたので、平成29年度第3回北海道障がい者就労支援推進委員会を開催いたします。

司会を務めさせていただきます私は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課主幹の加藤でございます。

本日は、ご多用のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

時間も限られていることから、各委員のご紹介は、名簿でご確認いただければと存じます。

本日の委員会でございますが、委員19名のうち、2分の1以上の11名のご出席をいただき、北海道障がい者条例第38条に規定する成立要件を満たし、委員会が成立していることをご報告させていただきます。

- 次に、資料の確認をさせていただきます。

次第、出席者名簿、配席図、資料1、2-1、2-2、3-1、3-2、3-3、4-1、4-2、第2期北海道障がい者基本計画となっております。

資料は揃っておりますでしょうか。資料の配付漏れ等がございましたら、事務局までお声がけいただければと思います。

- 続いて、本日の委員会の終了時間でございますが、午後8時を予定しております。それでは、ここからの進行につきましては、松川会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2 報告

- (1) 福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査結果について
- (2) 就労継続支援事業所の工賃（賃金）実績について

松川会長

- こんにちは。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めていきます。次第2の報告事項について、事務局からお願いいたします。

事務局

- 資料1に基づきまして、私から「平成28年度福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査結果」をご説明させていただきます。

こちらの調査についてでございますが、平成28年度につきましても、例年と同じペースで全事業所に対し実績照会を行っているところですが、現時点で回収率が8割程度となっております。

このため、この資料につきましては、推計を含んだ速報値であることをお許しください。

- まず、1の「福祉施設から一般就労への移行者数」については、826人となっており、目標値の1,262人に対し、達成率65%となっております。

推移を見ますと、平成18年度の175人から、平成19年度261人、20年度225人、その後、301人、414人と順調に伸長しております、直近ですと、3年前の平成25年度860人、平成26年度913人、平成27年度904人となっております。

2の「事業所（施設）別移行者数」を見ますと、就労移行支援事業所が60%、就労Aが17%、就労Bが22%となっております。

次に、3「性別」ですが、男性が62%、女性が37%となっております。

4の「障がい種別」で見ますと、身体が8%、知的が35%、精神が49%、発達障がい弱が5%弱、その他が2.5%となっております。

5の「発達障がいの有無」で見ますと、有が20%となっております。

- また、2ページになりますが、「手帳の等級や障がい支援区分」の別は、6及び7の項目のとおりでございます。

8の「年齢」を見ますと、20歳以上30歳未満の区分が最も多く41%、9の「入所・通所・利用期間」を見ますと、「1年以上2年未満」が最も多く、全体の37%となっております。

- 3ページになりますが、10の「採用年月日」につきましては、4月採用が最も多くなっております。

11の「関係機関の連携」ですが、ハローワークへの求職登録をしている方が約8割、障害者就業・生活支援センターによる支援は169人、20%の方が、障害者職業センターによる支援は13%の方が支援を受けております。

12の「労働関係制度の活用」についてですが、ジョブコーチの活用が91人、11%、トライアル雇用の活用が118人、14%、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の活用が9人、約1%となっております。

13の「業種」についてですが、最も多いのがサービス業の19.6%で、医療・福祉の16.6%が続いております。

14「雇用形態等」ですが、非常勤等の週20時間から30時間未満が、週30時間から40時間未満とほぼ拮抗しており、この二つの区分で全体の約半分となっております。

- 次に、4ページの15「就職後の定着支援期間」ですが、12か月以上が14%と最も多く、続いて6か月以上7か月未満が12%となっております。

16の「就労状況」についてですが、現在も就労中が全体の73%であり、離職後に障がい福祉サービス事業所に戻られた方が7.6%となっております。

次に、「離職された方の雇用期間」が17ですが、1か月以上3か月未満と6か月以上1年未満がそれぞれ約3割、18の「離職理由」については、就労意欲の減退が約3

割、19の「離職理由の把握方法」は、4割が本人への聞き取りとなっています。
以上でございます。

事務局

○ 障がい者保健福祉課の須河です。私からは、資料2の平成28年度事業所工賃と賃金の10月11日現在の速報値について、ご報告いたします。

この調査は、就労継続支援事業所の利用者の工賃の現状を把握するため、道内の就労継続支援事業所のA型及びB型を対象に実施しておりまして、本日は、今年7月の第1回委員会に引き続き、2回目のご報告となります。

○ それでは、資料2-1の真ん中の表の調査結果をご覧ください。

B型、738事業所の平均工賃月額が18,289円で、前年比104.6%、時給換算すると226円となりまして、いずれも前年より上昇しております。

続いて、A型、207事業所の平均工賃月額は67,916円で、前年比112.8%。時給換算すると771円となり、こちらについても、前年を上回る結果となっております。

A型とB型の通算では、月額が27,865円で、対前年比106.3%、時間給では338円で前年をわずかに上回っております。

○ また、参考といたしまして、B型のサービスが始まった平成18年度との数値の比較を下の表にまとめております。

この10年で、平均工賃月額が19.4%上昇し、支払総額も、およそ3倍となっております。

また、就労する障がいのある方も2.5倍、事業所数も3.4倍となっております。

○ 次に資料2-2をご覧ください。

平成18年からの工賃実績の推移を記しております。

前年度と比較しますと、施設数は7%の増、支払総額が8.3%の増、平均工賃が4.6%の増となっております。

資料2の報告については、以上でございます。

松川会長

○ 二つの報告をしていただきましたけれど、これについて、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

小松委員

○ 資料1の最終ページの16番「就労状況」ですが、定着率が73.5%ということになるのだと思いますが、これは、時系列で取られている数字はあるのでしょうか。

こういう数値こそ大事だと思うのですが、定着率について、時系列で分析されてますでしょうか。

松川会長

○ 時系列というのは、年度で見ていくということでしょうか。

小松委員

- 例えば、1ページ目ですと、1番で絶対数で平成18年度からの一般就労への移行者数がありますよね。18年度から10年かけて増えているということは分かるのですが、この人達が一般就労した先で定着している比率というものは、行政の目標として大事なことだと思うのですが、こういったものは、時系列で把握しておられるでしょうか。

事務局

- 2年前、3年前の方が現在どうなっているかについては、把握していない状況です。

松川会長

- 実態調査というのは、年度ごとに行っているもので、調査項目としては、同じ項目でやっているものだと思うのですが、そうすると、前の年度のものも当然あるのではないかと思うのですが、聞いていることはそういうことですよ。

小松委員

- そうです。例えば、それぞれの年に就労された方が何パーセント定着していたかという事は、時系列で追っていただけますよね。同じ調査をされていれば。

事務局

- 確かなことは言えませんが、データとしては26年度程度からであろうかと思うのですが、これを解析はしておりません。

小松委員

- 分かりました。今後の課題として、定着率は大事だと思いますので、プランの中に載せるかどうかはともかく、政策に活かしていただければ良いと思いました。

松川会長

- 調査としては、平成26年度から行っているということでしょうか。

事務局

- 電子データの保存期間がありますので、内部のハードディスクが限界にきていまして、古いデータがないものですから、恐らく26年度程度からは保存されていると思います。

松川会長

- 小松委員のご質問は非常に大事なことで、職場の定着をどうするかということは、これまでずっと課題となっていて、来年度は就労定着支援事業が始まる、そういう中で、このデータをちゃんと押さえるということは大事だと思います。しっかり確認していただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局

- 分かりました。

梶副会長

- 賃金のことなんですが、平均工賃ということで出していただいているのですけれど、

ばらつき、標準偏差については、その変化について、どうなっているか把握されていますか。

平均は、1件2件高ければ上がってしまうので、ばらつきというものを見るのも大事なかなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

- 確かに工賃が高い事業所が一つあれば平均値が上がってしまうので、参考情報として、上位下位25%を除いた平均工賃月額を道のホームページに掲載しております。金額としましては、平成28年度は1万4千円程度となっております。

梶副会長

- 分かりました。ありがとうございます。
工賃の水準を見るときに、平均だけ見ているのではなくて、ばらつきをいかに小さくするかという視点も大事なのかなと思いますので、そんなところも今後見ていただければと思いました。

松川会長

- これも大変大事なご指摘だと思います。
そういう分析を通して、どういった課題があるのかということも見えてくると思いますので、引き続き、検討をよろしくお願いします。

石山委員

- 資料1の15番の「就職後の定着支援期間」なんですけれど、「12か月以上」が14.4%ということで、私も、すみれ会に入って十何年経って、一般就労と言えるかどうか分かりませんが、過去、福祉関係の仕事の前には普通に勤めていたのですけれど、16番の「就労状況」で、「現在も就労中」が73.5%、凄いなと思います。
精神しか分かりませんが、精神の障がいの方々がこんなに長く、12か月以上から先はどうかというのは、先ほどデータがないと仰っていたのですけれど、それが一番、気になるところです。
私も一般で働いていて、4年以上勤めたことがないんです。それ位、精神は、もって3年だよな、と仲間内ではよく言うんですけれど、なので、12か月以上、何年というのは、知りたいところで、それが例えば、5年、6年と続いているのであれば、薬の発達だとか、リカバリーだとかということで、凄いなと思います。
「現在も就労中」は、いつから現在まで就労しているのかというのが分からないし、昨日、一昨日から働いて、今も就労中は、「現在も就労中」になるのかなと思ったりするし、もっと詳しく知りたいなと思いました。
それだけ医療とかが発達していて、精神のリカバリーも進んでいるのかなということが知りたいなと思いました。

事務局

- データの確認を含めまして、分析をしたいと思います。

大前委員

- 今のお話と小松委員からのご指摘と被るところもあるのですけれど、16番の「就労状況」の定着率について、仮に指標として見るとなると、障がい者の就労の定着という

ことを考えると、重要な指標になると思います。

裏を返すと、何をもって障がい者の就労が定着したと認識するかということの定義、今ご指摘がありましたとおり、昨日就労して今日もいるから、現在も就労中ということになるのか、それとも、一般的に離職率の基準として使われている3年、5年という数字を使うのか、そこは分かりませんが、定義をもって、ここをしっかりと把握していく、定点的な観測を続けていくということが重要なことではないのかと考えますので、今後の指標の作り方については、是非、事務局でも、これをもって定着率として今後見ていきますというものを立てられたら良いのではないのかなと思います。

松川会長

○ 石山委員、大前委員ありがとうございました。

データの取り方がどうなっているのかということだろうと思います。今すぐ回答はできないでしょうか。

○ 大事な質問だと思いますので、この質問に対して、どのように答えるかということ、確認しておきたいと思います。

この調査というものは、こういう方法で調査をしているのだとか、ご指摘があったとおり、定着支援の期間をどの位でとっているのかとか、就労中というのは、どの時点で就労中としているのかだとか、そういったことを、何らかの形でお知らせいただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

事務局

○ 実態調査の調査方法について、ご説明いたします。

この調査は、平成28年度に就職した人を事業所に対して調査しているもので、対象期間としましては、28年4月から29年3月までに就職した利用者さんの人数を、各事業所からいただいています。

調査は、29年4月の時点で存在している事業所に対して、29年8月に行っていて、その時点で事業所が無くなっていけば、その部分が未回答となります。

調査票の3ページ、10番の「採用年月日」をご覧いただきたいのですが、採用月に応じて、就職した方の人数を記載しています。

松川会長

○ ありがとうございます。

そうすると、聞き方としては、12か月以上就労しているかどうかのみ聞いていて、それ以上の3年とか5年ということまでは、調査の中では聞いていないということですか。

事務局

○ 聞いておりません。

松川会長

○ 現状としては、そうなっているということでした。

石山委員

○ 今の回答についてなんですけれど、事業所さんが一般就労した方を追っかけていると

ということですよ。

事業所さんが、12か月とはいえ、ここまで追求しているのですか。

事務局

○ 調査では、就職した方、一人ひとりについて、全ての項目を聞いています。

石山委員

○ 事前にですか。

事務局

○ 調査の時にです。就職者がいない事業所については、「いませんでした」という報告になるのですが、一人でも就職した方がいる事業所については、就職した方それぞれについて、性別や障がい種別など、調査結果に記載の全ての項目について、聞くことになります。

石山委員

○ その場合、「今現在も就職していますか」とかいう項目で、未回答はないのですか。必ず追求されているのですか。

事務局

○ 未回答はあります。未回答は、例えば4ページ目の16番「就労状況」ですと、右側の「不明・未回答」の部分で約5%となります。

石山委員

○ 凄い親切というか、5%しか追求していないところがないというのは凄いと思います。

私達は地活で、事業所ではないですけど、辞めた方がその後どうなっているのかは、気にはしますけれど追求していないし、就職した方が事業所に戻ってくるケースでは分かるけれど、日々、業務に追われている中、就労した方を、そんなに数は多くないとは思いますが、1年も追っかけるというのは、凄く手厚いと思います。

松川会長

○ ありがとうございます。

この調査のあり方については、今お話があったように限界もあるのかなと改めて思ったのですが、3年、5年という数字がなんらかの形で取れないかということは思いますので、継続して検討ということでもよろしいでしょうか。

事務局

○ はい。

松川会長

○ 他にございますでしょうか。

何かあれば、最後に出していただければと思います。

3 審議

(1) 第5期北海道障がい福祉計画（素案）について

松川会長

- それでは、今日はこれが中心になると思います。
次第3の審議事項、第5期北海道障がい福祉計画素案について、事務局からお願いいたします。

事務局

- 北海道障がい者保健福祉課の山本でございます。よろしくお願いたします。
私から、次期北海道障がい福祉計画素案の案について、ご説明いたします。
座って説明いたします。
- まず、資料3-1をご覧ください。
本資料は、次期福祉計画素案の案として作成した新旧対照表になります。
資料の上に記載していますが、左が今回作成した「素案の案」、右が前回ご意見をいただいた「素案のたたき台」となっています。
- 次に、資料3-2をご覧ください。
本資料は、前回の委員会でいただいた次期福祉計画に関するご意見への対応をまとめたものです。
計画の内容については、五つご意見をいただきました。
- まず、①の小松委員のご意見です。
第3期障がい者就労支援推進計画における「北海道働く障がい者応援プラン」のような計画の別称があれば、世間の普及に資するのではないか。
このご意見につきましては、現時点では、計画の別称をつけるのは難しいと考えますが、北海道障がい者施策推進審議会で引き続き検討していきたいと考えています。
- 次に、②以降のご意見ですが、まず意見のみ確認し、対応につきましては、資料3-1の説明に合わせてご説明します。
②は、大前委員のご意見で、「一般就労への移行状況」について、来年4月からの法定雇用率の引き上げの状況も背景として落とし込んでおいた方が良いでしょう。
③は、山口委員のご意見で、「就労定着支援事業」について、ご家庭やグループホームとの連絡調整という記載があれば、分かりやすい。
④は、高谷委員のご意見で、「福祉的就労の底上げ」について、工賃向上計画のところに括弧で賃金と入れて、指定法人が行う事業をA型事業所が利用できる旨を記載すべき。
⑤は、高谷委員のご意見で、就業・生活支援センターの設置に努めてほしい。
前回の委員会では、以上のご意見をいただきました。
- 続いて、資料3-1をご覧ください。
本日は、たたき台からの主な変更点のみ説明します。
右側に説明の欄がありますが、ここに文字がある行が、変更箇所になります。

- まず、1ページをご覧ください。

上段の(5)工賃(賃金)の状況ですが、先ほどご報告しました平均工賃月額を記載しています。

なお、下線を引いている場所が、変更箇所になります。
- 次に2ページをご覧ください。

上段に「障害者雇用率制度について」を記載しました。

この項目は、大前委員のご意見を踏まえて追加したものです。

内容としましては、「すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がいのある人を雇用する義務があります。法定雇用率は、平成30年4月から算定基礎の対象に精神障がいのある人が追加されること等から、民間企業では2.0%から2.3%（当分の間2.2%）に引き上げられます。また、それに伴い、障がいのある人を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員50人以上から43.5人以上（当分の間45.5人以上）へと拡大されます。」としています。
- 次に、3ページをご覧ください。

下段の「2・第5期障がい福祉計画推進の基本的な考え方」ですが、計画の項目が「基本方針」から「基本的な考え方」に変更となりましたので、7月に開催しました第1回委員会でご説明しました、計画の「基本的な考え方」を記載しています。

こちらにつきましては、記述がかなり短くなりましたが、計画推進のための具体的な取組について別途記載していますので、今後の取組への影響はありません。
- 次に、6ページをご覧ください。

一番下の行の「就労定着支援事業の活用の促進」になります。

「障がいのある人の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関、家族等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施する就労定着支援事業の活用を促進します」として、家族という言葉を加えました。

これは、山口委員のご意見を踏まえて追加したものです。
- 次に、8ページをご覧ください。

上段の「(4)福祉的就労の底上げ」の「推進の視点」に工賃の隣に括弧で賃金と加えました。

これは、高谷委員のご意見を踏まえて追加したものです。

また、本ご意見につきましては、北海道障がい福祉計画の中の図に「指定法人を中心とした就労支援推進体制の全体像」という図があるのですが、ここに、指定法人の支援の対象となる事業所等について、記載を加えたいと考えています。
- 続いて、9ページをご覧ください。

中段に「福祉施設から一般就労への移行目標」を記載しています。

先ほどご報告しましたが、平成28年度の実績が826人でしたので、目標値につきましては、その1.5倍の1,239人としています。
- ここで、国の基本指針に基づいて設定している目標値について、平成28年度の

実績が出ましたので、委員の皆様から再度、ご意見をいただきたいと考えています。

○ 資料3-3をご覧ください。

この資料は、次期計画における目標値の設定において、国の基本指針に基づくものの状況ととりまとめたものです。

上から、国の基本的指針の目標設定に関する考え方、その目標値、北海道障がい福祉計画の目標設定に関する考え方、その目標値、実績値、道の目標値に対する達成率の順に記載しています。

○ まず「年間一般就労者数」についてですが、第1期計画から設定している目標になります。

第1期計画と第2期計画の目標は、平成23年度に、平成17年度実績の4倍以上とすることとしており、目標値420人に対して、実績は535人、達成率127.4%となっています。

第3期計画では、国の指針が同じく420人に対して、道の目標は平成17年度実績の6倍の630人で、実績は913人、達成率144.9%です。

現行の第4期では、国の指針と道の目標が同じく、平成24年度実績の2倍、1,262人に対して、平成28年度実績が826人、達成率65.5%となっています。

○ 次に「就労移行支援事業の利用者数」ですが、第3期計画からの目標で、国の指針が、「平成26年度末における福祉施設利用者のうち2割以上」の7,523人、道の目標が6%の2,257人に対して、実績は1,764人、達成率78.2%となっています。

現行の第4期では、国の指針と道の目標が同じで、「平成25年度末における利用者数の6割以上増加」の2,262人に対して、平成28年度の実績が1,727人、64.9%となっています。

○ 次のページに進みまして、「就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合」については、第4期計画からの目標で、国の指針と道の目標の5割以上に対して、平成28年度の実績は38%、達成率76%となっています。

○ 以上のとおりですが、本日は、平成32年度の目標設定について、国の指針どおりとすることについて、ご意見をいただきたいと考えています。

○ 続いて、資料3-1に戻っていただいて、12ページをご覧ください。

「障害者就業・生活支援センター事業の必要見込量及び実施に関する考え方」につきましても、「障がいのある人の職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を一体的に実施する。」ということで、30年度以降も11か所としていますが、事業内容や活動区域について、検討することとしています。

以上で、私の説明を終わります。

松川会長

- 第5期北海道障がい福祉計画の素案について、説明いただきましたけれど、質問、ご意見ありましたらお願いします。

第5期の目標値の設定の仕方、考え方についても、委員の皆様のご意見をいただきたいということですので、これも併せてお願いします。

石山委員

- 目標数値と仰いましたけれど、基本的に国の指針に基づいてということをお聞きしましたけれど、ここまで来ていて、今更、自分も委員になっていてこんなことを言うのも何なんですかけれど、障がい者が就労して、その目標を第三者が立てるといのが。

確かに、自分も若いときには仕事をしたくてとか、家庭を支えるためという部分で仕事をしてきましたけれど、精神に関しては、働けない人もいます。

随分と最近では、障がい者も就労って言っているなと思っていて、数年前から思っていましたけれど、精神科の医者は働きなさいとは一切言いません。

本人が働きたいと言ったときに、じゃあ頑張ってみなよとか、背中を押す部分もありますけれど、そういった部分で、ここまで進んでいる中、意見は通らないと思いますけれど、働けない障がい者もかなりいます。

だから、前の報告事項でデータを見ていても、826人、北海道全域に精神だけでももっていますし、精神障がい者が、全体の何割が働いているかというところで、就労委員会でこんなことを言うのも何かと思いますけれど、本当に何のために。

確かに、働きたい障がい者は最近増えていると思います。若い人はB型でもA型でもいますし、地活にはあんまり寄りつかないし、つまらないとか、稼げないとか、うちにも見学に沢山来ますけれど、稼げないから通わないという方は、若い方は特にいます。

でも、目標で「これだけ働いてもらいますよ」と言われているような感じがします。それで、この目標に対してどうかと言われても、全然分かりません。

個人差もあるし、先ほどの報告事項の中での定義があれば、それを基にマニュアル化してやられた方が、ずっと良いのかなという気がします。

目標数値が何を基本でというデータがないし、分かりません。

松川会長

- ありがとうございます。

目標値に関しては、特に意見があるということではないけれど、精神障がいのある方の就労に対して、ご意見をいただいたということだと思います。

高谷委員

- 今回、目標数値があって、年間一般就労者数、就労移行支援事業の利用者数、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合、それと、ナカポツの数値が挙がっていたところです。

- まず、年間一般就労者数のところなんですけど、28年度が目標数値の65.5%ということになっていて、その実績の1.5倍以上の1,239人、前回の目標の65.5%のところ、1.5倍の数値を掲げているので、そんなものなのかなと思うのですが、今の地域の現状は、地域地域において格差があると思うのですけれど

ど、企業から求人はどんどん出てくるようになっていて、そこに、就労を希望している障がい者の方が、5年、6年前から見ると、少なくなってきたと思うんです。なので、その求人に希望する方とか、それに適性のある方はいないんだろうかと、その求人を見ながら探している現状が地域の中ではおきていると思うんですよ。

その中で1.5倍、国の方針なので、そこを目標としていくというのは、良いことなんだろうとは思いますが、そうすると、その目標数値を達成していくために、何か考えていかなければいけないのではないかなと、一つ思います。

- 移行支援事業の利用者数なんですが、これも28年度は目標値の64.9%に留まっています、札幌はどんどん移行支援事業所がたち上がっているのかなと思うんですけど、地方ではどんどん事業休止ですとか、廃止の事業所も出てきているということを考えて、それも、計画の目標としては分かるんですけども、移行者数が、移行支援事業所が減っているということは、受け入れる障がい者も当然、減っていった中で、どうなのかなと思うんですよ。

これは質問という形で、お聞きしたいのですが、道内で何か所位、移行支援事業所が休止又は廃止になっているのかなということで、私の地域では自立支援法が始まったときに、釧路市内だけで、確か6事業所あったのですが、今は、移行支援事業所として動いているのは、2事業所なんです。

移行支援事業所が減っていく中で、大きな目標を立てていく、これも何か考えていかなければならないのではないかなと思っています。

- 移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合、これについては、先ほど言ったとおり、求人がどんどん増えてきているということで、移行支援事業所の質が上がっていくと、達成できない目標数値ではないのではないのかと思っていますので、これについては、国の指針が適正かなと考えているところです。

- 資料3-1の12ページ、就業・生活支援センターの目標数値で、32年度までは11センターでとなっていて、米印がついて、事業内容や活動区域について検討するとなっているのですが、これも、就業・生活支援センターがたち上がったときの国の方針では、各福祉圏域に1か所というものがあって、地域事情ですと11センターで来たと思うのですが、ここに11と明記されると、もう設置はないのかなという思いになるので、なぜ11のままの目標数値で来たのかというところを質問としてお答えいただきたいなというところと、事業内容や活動区域については、カバー圏域をそれぞれ持っているんで、活動区域については分かるのですが、事業内容は各地域の地域性だったり、地域の特徴だったりとかがあるので、事業内容をどういうふうに見ていくのかなというところもお答えいただくと有り難いと思います。

一つの活動区域について、委員の皆さんにイメージを持っていただきたいと思うのですが、私は釧路・根室管内を担当している就業・生活支援センターです。釧路・根室管内というと、道東の端の方というイメージなんです、面積でいうと、岩手県がすっぽり入る広さがあるんです。青森県を入れても私達の方が広い地域を1センターで見ているんですね。人員配置については、釧路の福祉圏域の人員配置しかないところで、その圏域を見ているということになります。

一方、岩手県とか青森県では、この圏域の広さでは、六つの就業・生活支援セン

ターがその地域をカバーしているという現状があるんですね。就業・生活支援センター11センターには、自分の圏域の人員配置しかされない中、他の都府県では6センター位でカバーしている面積を担当しているということになります。

私の圏域のことばかりで申し訳ないのですが、釧路という地域は、羅臼、知床半島を半分にした下全部をカバー圏域として動いているのですが、行くだけで4時間掛かるんですね。冬場だと、職員一人では安全面のこともあるので、二人体制で支援に行ってもらうような現状があるんです。

そうすると、私達就業・生活支援センターは、労働局と北海道から設置されているので、必ず目標数値というものもあって、昨年からは、全国就業・生活支援センターの事業評価というもので、相談支援件数であるとか、就職の実績であったりとかということで、評価をされて、ランク付けもされている状況にあるんですね。

そういう中、北海道は広いから評価の基準が違いますよということではなく、みんな同じ評価基準で評価をされている。評価自体は、評価なので良いのですが、これから就業・生活支援センターの役割が、どんどん増えていく中、定着支援については、定着支援事業ができるので、少し役割が変わってくるのかなとは思っていますが、福祉施設から一般就労への移行とか、就労移行支援事業の利用者が、国の方針では全て就業・生活支援センターにつないでいきましょうという文書も出ている中で、どんどん目標数値が上がってくる、雇用対象の事業所も、将来的には43人の従業員がいる企業さんにも雇用の義務が発生する、雇用率も上がってくるという中で、この11センターのまま、本当にずっといくのかということと、11センターになった理由と、どういう事業内容を検討していかれるのかということの説明をいただければ有り難いと思います。

事務局

○ 就労移行支援事業の事業所数の推移について、お答えします。

平成24年度以降の数字になりますが、平成24年度173、平成25年度179、平成26年度197、平成27年度204、平成28年度200となっております。平成26年度以降、ほぼ横ばいの状況です。

ご質問は、どの位減っているのかということでしたが、増と減がほぼ同数で推移していることから、総数についても横ばいで推移しているものです。

松川会長

○ 最後のナカポツの11か所で良いのかというところで、特に釧路・根室の地域性のことについて、丁寧にお話しいただいていますけれど、そういうことも踏まえて、計画として、11センターのままになっているという理由についてお話しいただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

事務局

○ ナカポツセンターの11につきましては、予算的な問題がありまして、現時点では、3年間の計画期間中に伸ばすことを明記するのは、難しい状況となっているところです。

次に、米印のところでございますが、これからの課題になってくると思うのですが、今、仰ったようにセンターの所管区域が広いが故に負担となっていることは、私どもも憂慮していることから、新たに創設されます定着支援事業などの役

割をどう考えていくのかというところも検討しまして、幾らかでも負担の軽減を図っていくことができないかと考えているところでございます。

松川会長

○ これでもよろしいですかとはとても言えない状況なんですけれど、高谷委員の最初の質問とも関わることになると思うんですね。

目標値のところ、第5期の目標値をどのようにしたいといったときに、目標を達成するための取組、それは第5期の計画に載るわけだけでも、そういう中において、ナカポツセンターの状況をどういうふうにするのか、そういうご指摘でもあったのかと思います。

財政的な問題があるということは、一方では了解しつつも、目標値を設定する上で、これからどういう取組が必要なのかということについて、もう少し明確に答えていただくと委員会としても納得できるかどうかは分かりませんが、少なくとも高谷委員のご質問に対しては、もう少し踏み込んだ回答をいただけないかなと思うんですけれど、難しいですか。

事務局

○ ナカポツセンターについては、我々も問題意識を持っておりまして、決して11が良いと思っているわけではございません。増やせるものであれば増やしていきたいと思っています。

しかしながら、財政的な問題から現状の予算を確保すること自体が厳しいという状況で、これは道庁の中の問題ですので、ここでは関係ないのですけど、そういう状況であるということが一つ。

もう一つは、米印の意味といたしましては、そうはいつでも、活動が非常に大変であるという状況を、今のまま続けていっても何も変わらないということもあるので、今ある11の中で、どのようなやりくりをするとやりやすいのだろうか、活動エリアを見直すのか、ランチを置いて進めるのがいいのか、現状を踏まえた上で、どういう工夫をすれば、事業所の皆様の負担を軽減できるのか、そういうことを3年間、検討していく必要があるのではないかとということもあって、米印に記載させていただいたところです。

松川会長

○ ありがとうございます。

私は、「道としてどのように考えているのか」と言ったことの意図には、今、3年間掛けてということだったのでですけど、ある程度、見通してみたいなところを、もう少し具体的にないのかなという問題意識で聞いたところです。

例えば、検討の仕方というときに、例えばポツセンターの11事業所にも入ってもらって一緒に検討していく、そういう見通しがあるのかどうかとか、現時点ではそこまでも答えられない、そういう状況でしょうか。

事務局

○ 検討の仕方については、当然、ナカポツセンターの皆様のご意見を伺わなければ検討はできないと思っております。このような場で一緒に協議するかどうか別といたしまして、ナカポツセンターの皆様のご意見を伺おうと思っております。

もう少し踏み込んで言いますと、これはあくまでも個人の考えということで、決

して課の考えでも、道の考えでもないのですけれど、例えば、11の圏域を今、見直しをしようとしたときに、残念ながら21の第2次保健医療福祉圏域では置けないという現状がありますので、11を有効活用するときに、例えば総合振興局に1か所置いて、振興局にランチを置くような再編ができないだろうかとかということも一つ、検討の俎上としてはあるのかなというふうには思っております。

ただ、そうは言っても、現状、配置されているセンターと齟齬が生じますので、即ちとはいかないわけです。ナカポツセンターさんと意見交換しながら、どういう道があるのか、線引きをどういうふうを考え直すのか、知恵を出し合いながら、共通認識の基に改善をしていきたいと思っております。

本間委員

○ 国の立場として一言だけ言わせていただきたいと思います。

うちの方は、ナカポツセンターの設置については、要請文も道にお出ししております。地域にとってみれば、ハローワークが22か所あるのですけれど、就職支援をするに当たっては、非常に有効な施設でもありますので、連携を取りながら、ナカポツセンターがあるところは、ナカポツセンターに活躍してもらいながら、障がい者の就職支援をしているところでございます。

やはり、高谷さんから言われたとおり、25福祉圏域に1センターというのは国からも示されておまして、他の全国各地を見ますと、だいたい1施設が設置されているというところで、25か所一気にというのは当然、難しいということは承知しておりますし、少なくとも、例えば年に1センター位ずつたてていくような計画を立ててもらえれば有り難いと思っておりますし、今言われたとおり、振興局単位でという考えも一つにはあると思っておりますので、その辺を少しご検討いただければ有り難いと思っております。

小松委員

○ 必要見込量というのは、目標値と違うのでしょうか。考え方としまして。

事務局

○ 実施の見込量ということで、目標値ではありません。

小松委員

○ 財政課協議にまわしたときに数字をチェックされると思うのですけれど、保健福祉部として、11というキャップを自らはめたと財政課に判断されるものでしょうか。

事務局

○ そうです。

小松委員

○ であれば、ここに数字をあえて載せる必要があるのでしょうか。

ランチを含めて今後、色々な検討があり得る、あるいは、国の動きも2、3年の内にあるかもしれませんよね。こういうふうに書いてしまうと、保健福祉部自らが11でいいんだと紙の上で認めた、財政課からそう捉えられても仕方がないので。今回は、ここは数字を外して、もう少し抽象的な書き方をしておくということ

もあり得るのではないかなと思いました。

事務局

- こちらの数字は、何かしらの数値を入れておかなければならない部分がございます。実施に関する考え方で、事業内容や活動区域について検討するということで余地を残しておきたいと考えているところです。

事務局

- 計画の協議として、数字については、必ず出すという話になりますので、ここを空欄にするとか、抽象的な表現にするということには、内部的にはならないという整理になります。

そうすると、11をどうするんだという話になるので、それを増やせば、財政課から、なぜ増やすんだという話になるのですが、国から要請もいただいておりますけれど、結局、これは道庁の中の話ですけれど、やるのだったら自分達の決められた枠の中でやりなさいということになりますので、センターを一つ増やすと、一般財源で300万円増やすということになります。

今、来年度の要求の前さばきをやっているのですが、課としては一般財源を3千万円減らせと言われております。その中でいくと、さらに300万円減らすと、3,300万円減らさなければならないという状況が現実的にはございまして、そういう意味では、申し訳ないのですが、数字的なものは横置きをさせていただいて、米印にあるような中でなんとか工夫ができないだろうかというのか現実的な対応となっております、厳しい状況にあります。

松川会長

- 道としても課題を認識しつつ、大変厳しい状況の中で、記載の仕方としては、こうせざるを得ないという状況について、説明があったと思います。

馬場委員

- 確認したいのですが、第5期の32年度の1,239人、年間の一般就労者数というのは、何の数字ですか。ハローワークから就職する件数ですか。どこから拾っているのでしょうか。

事務局

- こちらの数字につきましては、先ほどご報告しました資料1になりますが、1番に826人とあります。

馬場委員

- これは、どうやって把握しているのですか。

事務局

- 道が、道内の福祉施設に、平成28年度中に福祉施設から一般就労された方の人数を調査して、取りまとめたものになります。

馬場委員

- そうすると、平成28年度実績の1.5倍ということで、1,239人というの

は、施設からの就職者ということですね。

事務局

○ そうです。

馬場委員

○ はい。今の話と重なってくるのですが、ナカポツの11は増やさないで整理するという事なんですけれど、28年度の実績値が目標に対して65.5%、これをたった3年間で、1.5倍にもっていく根拠ですね。

何を根拠にプラス分をもつのか、ただ雇用率だけではなくて、就労支援というのが、受入支援から色々な助言をやっていきますけれど、ジョブコーチの活躍とか、あるいは定着支援とか、色々あるとは思いますが、プラスにする、これだけ増やす根拠というもの、要因があまりないかなと。

工夫と、今いるナカポツの職員が1.5倍の力を出す、雇用もどんどん求人が舞い降りてくる、そういうところでもないんじゃないかと思うので、1,239人に目標をもっていくのであれば、それに対する新要因というか、プラスのところをもっていかないと、これを目指すのは難しくなってくるのではないかなと思います。これは意見ということです。

松川会長

○ ありがとうございます。

基本的には、第5期の計画を進めていく中で、目標値を達成していこうということかとは思いますが、何か事務局からありますでしょうか。

事務局

○ ご指摘のとおり、この目標値は高い値になっていると思います。現状を踏まえますと、今期に当たっても、6割7割の達成率でございます。

考え方でございますけれど、我々としては、現実的な目標というよりは高い目標をもって、それに向かって努力をしていこうと考えて、国の指針にはなりますが、その数字を使ってやっていこうという考え方に立っているのですが、そうではなくて、計画なんだから現実的に達成できる数字の上ぐらいという数値を設定すべきではないのかというご意見であれば、そういう方向に方針転換するという事で、委員の皆様のご議論によって、対応してまいりたいと考えております。

松川会長

○ 基本的には国の数値目標に沿って道の目標を立てているということであるのですが、具体的に目標値に関して、こうすべきというご意見はございますでしょうか。

馬場委員

○ ナカポツ、増やしてみてもどうでしょうか。遠いと来ないんですね。

冬場とか、根室から釧路に行こうとか思わないですし、そういう面で保健福祉圏域に少なくとも一つというのは難しいとは思いますが、職員を増やすという方法もあるのですが、ナカポツを増やすということをご検討いただければと思います。

松川会長

○ ご意見として伺っておきたいと思います。

石山委員

○ 精神の当事者というところで、意見を言いたいのですけれど、私の団体で釧路の障がい者がいます、精神ですけれど。

車をお持ちの障がい者の方だと分かりますけれど、札幌だと、端から端まで行っても1時間、公共交通機関も充実しているから、気軽に、ちょっと仕事を探しにハローワークに行くとかというふうになるのかもしれませんが、その場合、地域性を考えると、逆に、近くで建築のバイトをしたりとか、あえて就業・生活支援センターと言ってしまうと何なんですけれど、身近で探してしまうから。

名寄の当事者の方は、近くの新聞配達をして働いていたりとか、年齢も年齢の方ですけれど、地域性を考えると、身近で仕事にぱっと就いちゃうのかなと。

あまり障がい者、障がい者って言ってなさそうな感じがします。返って、札幌の障がい者の方が、障がいにどっぷり漬かっているような感じを受けます。自分も当事者として。

なので、働きたいと思ったときは、手軽に身近でバイトとかするのかなと。地域性で。なんとなく知っている部分で思います。

資料3の目標数値の就業・生活支援センター事業の、分からない中で反対意見でもないですけれど、利用実績とかニーズとかはどうなのかなと、全然分からないので、データもなくて。

自立支援法、今は障害者総合支援法、それで我々も利用実績で補助金を札幌市からいただいていますけれど、そういった部分でのニーズとあって、どうなのかなと。ニーズが多いのに、例えば11か所が妥当なのかなとか、そういうのも全然見えてこないの、当事者の意見も踏まえて話させてもらいました。

松川会長

○ ありがとうございます。

それでは、まだあるかもしれませんが、時間の関係もありますので、次の審議事項に移っていきたいと思います。

第5期の素案に関しては、今いただいた意見、なかなか難しい部分もあるんですけれど、この意見を事務局で今一度整理をしていただいて、その確認については、私に一任していただくという形にして、これを委員会の案として、北海道障がい者施策推進審議会に提出することになります。

提出に当たっては、私に一任させてもらって提出するというところで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ はい。ありがとうございます。

(2) 第2期北海道障がい者基本計画・改訂版(素案)について

松川会長

- それでは、最後の審議事項になりますけれども、第2期北海道障がい者基本計画・改訂版の素案について、事務局からお願いいたします。

事務局

- 第2期北海道障がい者基本計画の改訂版について、ご説明いたします。
資料4-1をご覧ください。本資料は、第2期北海道障がい者基本計画・改訂版の「基本的な考え方」になります。
- まず、1ページの「1計画の見直し等」の「(2)計画の性格及び位置付け」をご覧ください。
本計画は、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画として道が策定するもので、北海道総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画として位置付けています。
- 次に、「(3)計画の期間」をご覧ください。
計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間ですが、平成29年度に見直しを行うものです。
- 次に、(1)に戻って、「(1)計画見直しの趣旨」をご覧ください。
道では、平成25年3月に、計画期間を平成35年3月までとする本計画を策定しましたが、計画策定から5年が経過しています。
この間、国においては、平成25年6月に障害者差別解消法が制定され、同年9月には、計画期間を平成30年3月までとする第3次障害者基本計画が策定されました。
現在、国では、第4次障害者基本計画の策定作業が進められており、こうした障がい者施策の動向や道の基本計画の推進状況などを踏まえ、障がい者施策の推進を確実に進めるため、計画の中間見直しを行うものです。
- 続きまして、2ページに進みまして、「2計画の見直し体制等」をご覧ください。
計画の見直しに当たっては、(1)にありますとおり、障害者基本法に基づき設置している北海道障がい者施策推進審議会において協議します。
また、各施策については、本委員会などの各検討部会において、個別に協議します。
また、(2)にありますとおり、市町村が策定する市町村障害者計画と連携するとともに、21の圏域ごとに設置されている協議会における意見交換や、(3)のタウンミーティングやパブリックコメントを実施し、広く道民の皆様のご意見を伺うこととしています。
- 次に、3ページに進みまして、「3計画見直しのポイント」についてですが、障害者基本法を踏まえ策定した現行計画を基本とし、現在、国が策定作業を進めている第4次障害者基本計画の内容などを踏まえ、必要な見直しを行うこととします。
- 次が、「4計画の基本的な考え方」ですが、八つの項目に区分しており、就労関

係は、4ページの「④就労支援」になります。

「施策の考え方」は、「障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。」としており、「主要な施策」は、「1道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり」、「2一般就労の推進」、「3多様な就労の機会の確保」、「4福祉的就労の底上げ」で、障がい福祉計画における推進施策の柱立てと同じとなっています。

- 続いて、6ページをご覧ください。「5計画の推進等」です。

計画推進のため、障害者総合支援法に基づいて策定する北海道障がい福祉計画を実施計画として位置付けるとともに、PDCAサイクルによる実効性のある取組の推進に努めることとします。

- 最後に、「6見直しスケジュール」です。

北海道障がい者施策推進審議会において、関係者による協議を行うとともに、タウンミーティングやパブリックコメントを実施し、広く道民の皆様からのご意見をいただき、平成30年3月までに策定してまいりたいと考えています。

- 以上が、第2期北海道障がい者基本計画・改訂版の策定に係る基本的な考え方になります。

ご説明しましたとおり、本計画は、障害者基本法に基づき策定するもので、これまでご審議いただいております障がい福祉計画は、本計画の実施計画として位置付けられます。

本来ならば、本計画の内容を固めた後、障がい福祉計画を検討することになるのですが、今回は、計画の中間見直しという位置づけですので、新たに策定する障がい福祉計画のエッセンスを集約する形で作業を進めさせていただきました。

- 次に、資料4-2をご覧ください。

本資料は、改訂版素案の案として作成した新旧対照表になります。

資料の上に記載していますが、左から、改訂版の素案の案、現行の計画、変更箇所の説明の順で記載しています。

- 1ページをご覧ください。

就労支援関係は、「第2章 施策の方向と主要施策」の「第2節 自立と社会参加の促進」の4番が該当します。

- まず、「現状と課題」ですが、「就労を希望する障がいのある人を取り巻く本道の雇用情勢は依然厳しい状況にあります。このような中で、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。道内各地域において様々な分野の機関が連携した障がいのある人の就労を支えるネットワークの充実と企業との連携・協働の推進を図りながら、道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり、福祉施設等からの一般就労の推進、多様な就労の機会の確保、福祉的就労の底上げが必要です。」として、後半に記載の施策の柱につ

きまして、障がい福祉計画と同じく、「道民、企業、行政等の応援体制づくり」を「道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり」として、「一体となった」を加えます。

また、国の障害者基本計画に準じて、「多様な就労の場の確保」を「多様な就労の機会の確保」とし、掲載の順番について、「福祉的就労の底上げ」を4番目とします。

- 次に、「考え方」ですが、「障がいがあっても、本人の意欲や障がい特性等に応じて、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、企業等との連携・協働を重視し、障がいのある人の就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃（賃金）水準の向上に向けた取組を促進します。」として、定着支援の取組を追加します。

- 次の具体的な施策の記載となります。
まず、柱の一つ目「1道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり」です。

- 「（1）道民等の理解の促進」ですが、「障がいのある人の雇用への理解を深めるため、障がい者多数雇用事業所等に対する表彰の実施など、広く道民や企業などに向けた広報、啓発を行い、授産事業所や障がい者雇用企業等からの購買などを促進します。」ですが、こちらは変更ありません。

- 次の、「（2）企業・行政の取組の推進」です。
「北海道障がい者条例に基づく障がい者就労支援企業認証制度などにより、企業と連携した就労支援の取組を推進するとともに、企業などの就労支援の取組を広く道民等に周知します。」、「『国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律』に基づき、授産事業所や障がいのある人を雇用している企業等への発注に努めます。」として、発注に努める対象を「授産事業所や障がい者を多数雇用している企業」から「授産事業所や障がいのある人を雇用している企業」に変更し、障がいのある方の雇用に取り組む中小企業に対応しました。

- 次の、「（3）指定法人における取組の推進」です。
「北海道障がい者条例に基づく指定法人において、民間ノウハウを活用した一元的な就労支援施策を推進します。」ですが、こちらは変更ありません。

- 2ページに進みまして、「2一般就労の推進」になります。

- まず、「（1）関係機関のネットワークの充実」です。
「北海道障害者雇用支援合同会議などにおいて、労働関係機関と、教育、保健福祉関係機関の連携の強化や情報の共有化を図り、障がいのある人の雇用を促進します。」こちらは変更ありません。

- 次の、「（2）移行サポート体制の整備」です。
まず、「障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関が連携し、障がいのある人の一般就労への移行を支援する体制づくりを促進します。」、次が

「障がいのある人の職場での実習・体験の場の拡大に努めます。」、次が「障害者職業能力開発校などにおける職業訓練や民間教育訓練機関等への委託訓練のほか、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）への参加などによる知識・技能の習得及び向上を支援し、就業の促進を図ります。」、次が「地域間の均衡に配慮しつつ、就労系サービス事業所の整備を促進します。」として、現行の計画における「就労支援担当職員等の資質向上」について、改訂版で新たに設定する「（４）就労支援サービスの質の向上」に移動します。

- 次が、「（３）障がい者雇用企業や職場定着への支援」です。

「障害者雇用納付金制度に基づく各種助成制度や職場適応訓練、障害者トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）などの周知に努め、活用を促進します。」ですが、「障害者試行雇用事業」を「障害者トライアル雇用」と制度名にしました。
- 次が、「（４）就労支援サービスの質の向上」です。

こちらは、新たに設定した項目になります。
まず、「道内各地でセミナーや研修会を開催し、就労系サービス事業所、特別支援学校の就労支援担当職員等の資質向上を図ります。」ですが、これは、先ほどの２（２）から移動したものです。
- 次が、「就労系サービス事業所を対象とした自己評価の制度導入を促進するとともに、就労支援に関する研修を体系化し、サービスの質の向上を図ります。」として、自己評価制度等について追加しました。
- 続いて、「３ 多様な就労の機会の確保」です。
- まず、「（１）地域特性等を活かした就労機会の確保」です。

「障がいのある人に対する支援のノウハウ等を有する障害福祉サービス事業所等における就労の場や、障がい特性を踏まえた職域の開拓など、障がいのある人の就労機会の確保に努めます。」、「地域の行政、企業、経済団体、福祉団体などと連携・協力し、地域の基幹産業とタイアップした就労機会の確保に努めます。」として、「障がい者」を「障がいのある人」に統一しています。
- ３ページに進みまして、「（２）施設外就労等の就労形態の普及促進」です。

「施設外就労（企業内就労）や就労系サービス事業所以外で活動を行う施設外支援（職場実習、求職活動、在宅就労）を推進します。」、「障がいのある人の農業分野における就労（農福連携）の取組など、地場産業や企業、市町村など地域における新たな業態、業種の開拓・確保に努めます。」として、文言整理するとともに、農福連携の取組など、新たな業態、業種の開拓・確保について追加しました。
- 次が、「（３）ICT等を活かした在宅就労等の推進」です。

「通勤が困難な障がいのある人等に対し、ICTなどを用いた在宅就業を促進します。」、「起業を目指す障がいのある人を支援するため、起業化の事例に関する情報の提供に努めるとともに、専門家による指導・助言を行います。」、「障がいのある人の経済的自立と社会参加を支援するため、新規開業に必要な資金を貸付け

します。また、道内に拠点を設け開業をめざす人への助成や融資を行います。」ですが、こちらは、「起業を目指す人」を「起業を目指す障がいのある人」と文言整理しました。

○ 続いて、「4 福祉的就労の底上げ」です。

まず、「(1) 授産事業所の収益力の向上」です。

「授産事業所における経営力、営業力の向上や魅力ある製品づくりとサービスの質の向上などに向けた取組を促進します。」こちらは変更ありません。

○ 次が、「(2) 製品等の販路拡大」です。

「企業が発注する業務を複数の授産事業所で共同受注するシステムの充実を図るとともに、授産製品・役務に関する情報提供や企業ニーズの収集などを行い、授産製品等の販路拡大などに向けた取組を促進します。」「民間企業と連携・協働し、大型商業施設等での販売機会の拡大や多店舗展開企業等での商品採用による市場での流通拡大などに向けた取組を促進します。」こちらも変更ありません。

以上で、第2期北海道障がい者基本計画・改訂版の素案についての説明を終わります。

松川会長

○ それでは、基本計画・改訂版の素案について、ご意見をいただきたいと思いません。

山口委員

○ 本当は3-1のところでは発言をしようと思っていたのですが、農福連携について意見があります。

先月チカホで行われていた愛食フェアに伺って、A型事業所の方ともお話をさせていただいたのですが、こういった機会がもっとあれば良いなと思うのと同時に、北海道は農業の後継者問題ですとか人手不足等で、農業も大変な状況だと思うので、農福連携は伸びしろのある取組ではないかと思うのですが、農業ですので、通勤の問題ですとか、農家さんとの連携等、色々解決しなければならない課題があると思うのですが、簡単なところでは、事業所なり法人なりへの交通費の助成ですとか、優先調達といった具体的な支援があると良いなと思ったのと、特例子会社等の大きな会社で企業的な農業ができれば、より障がい者も働きやすい会社ができるのではないのかなと思ったところです。

そういった部分は、是非取り組んでいただきたいなと思った次第です。

松川会長

○ ありがとうございます。

基本計画というのは、基本的な考え方を示しているもので、実際的な計画というのは、第5期の計画のところに反映されるものだと思いますけれど、今の農福連携のことについては、具体的にはどこにありますか。

事務局

○ 農福連携につきましては、先月、チカホで農福連携マルシェというものを開催しておりますので、そこでは、農業に取り組む障がい福祉サービス事業所が、自ら生産

した農作物や農産加工品を販売いたしました。マルシェは、工賃向上に加え、農福連携の取組や商品を広く知っていただくことを目的として実施しましたが、今後、農福連携セミナーを開催する予定となっており、引き続き、取り組んでまいりたいと考えています。

また、農政部でも農福連携に関する取組を進めているところです。

事務局

- 計画の記載につきましては、資料3-1の7ページ、下から二つ目のところに農福連携について記載しております。

松川会長

- ありがとうございます。

いずれにしても農福連携は大事な部分だと思いますので、第5期の計画の中で進めていくということになるかと思います。

石山委員

- 基本計画では、大まかなことしか書いていないと仰っていましたので、書き方的には、計画としては、これでいいかと思うのですけれど、つながりのある事業所の方が大型商業施設で授産製品の販売を、アリオたったのですけれど、しましたところ、平日のあまりお客さんの入らない日程で販売したために赤字だったということで、製品自体が全然売れない状態で、作ったものが残ってしまうという実態がありました。

「大型商業施設等での販売機会の拡大」は良いのですけれど、細かい部分なんですけれど、お客さんの入る土日祝日だとか、そういう機会を設けた方が販売拡大になるのかなと思います。よろしくお願いします。

松川会長

- ありがとうございます。ご意見としていただきたいと思います。他にございますでしょうか。

松川会長

- よろしいでしょうか。

それでは、この基本計画の改訂版の素案についても、今日いただいたご意見を今一度整理して、その確認は私に一任させていただいて、施策推進審議会に提出していく、そういう段取りで進めていきたいと思っています。

ありがとうございました。

4 その他

松川会長

- 最後に「その他」でありますけれど、委員の皆様から何かございますでしょうか。

小松委員

○ 時間がおしているので答弁は結構ですので、後で議事録でご確認ください。
先ほどナカポツセンターの数字は11から動かさないけれど、実際は、地域のニーズはあるというところで、課長さんが例えば私案としてランチとか仰っていましたけれど、一つの現実的なところは、恐らく、例えば弁護士がいないところには、弁護士会が巡回相談に行っていますよね。あんな感じで、例えば役場の会議室を借りてみたいな、そんな感じなんじゃないかなと思いました。それだったら予算もそんなにかからないし、財政課にも目立たないで執行できるのではないのかなと思いました。

○ それから、竹田委員がずっと欠席されていますよね。今後は会長にお任せということになりましたけれど、その状態で結論が出てしまったのは、いかがなものかなと感じています。私を含めて社会的な立場で出てきている者は、幾らでも代わりがきくとは思いますが、今日は石山委員からも、非常に貴重なことをお聞きできましたけれど、障がい当事者の方の意見というのは、こういう委員会をやるからには外せないと思うんですよね。

いくら日程の都合があって、なるべく一杯出席できる時間帯ということだと思うのですが、当事者さんに関しては、特に配慮していただきたいなと個人的に思ったのと、もし竹田委員がいかなる時間帯であっても出られないのであれば、例えば竹田委員の指名される方をオブザーバーとして向こうの席に座っていただいて、何か代弁してもらおうとか、何らかの融通のある方法をとれないのかなと思いました。

松川会長

○ 大事なご指摘だったと思います。
他にございますでしょうか。

松川会長

○ それでは事務局に返したいと思います。

事務局

○ 本日は、多数のご意見をいただきまして、ありがとうございました。
事務局では、本日いただいたご意見を踏まえまして、「第5期北海道障がい福祉計画」及び「第2期北海道障がい者基本計画・改訂版」の素案を作成し、松川会長にご確認いただいた上で、本委員会の案として、北海道障がい者施策推進審議会に提出させていただきます。
事務局からは以上でございます。

松川会長

○ それでは、以上で全ての議題は終了しました。
平成29年度第3回北海道障がい者就労支援推進委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

5 閉会（20：00）

<出席委員>

【北海道障がい者就労支援推進委員会委員】

会長	松川 敏道	札幌学院大学人文学部 准教授
副会長	梶 晴美	北翔大学生涯スポーツ学部 教授
	石山 貴博	特定非営利活動法人精神障害者回復者クラブすみれ会 副理事長
	高谷 さふみ	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぶれん センター長
	忍関 昌裕	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 施設経営支援部長 (北海道障がい者就労支援センター所長)
	大前 雅嗣	株式会社ほくでんアソシエ 代表取締役社長
	小松 康晴	一般社団法人中小企業診断協会北海道 理事
	早坂 文雄	一般社団法人北海道障がい者職親連合会 理事
	馬場 正充	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部 北海道障害者職業センター 所長
	本間 信弘	厚生労働省北海道労働局職業安定部 職業対策課長
	山口 隆寿	NTTクラリティ株式会社 北海道サービス運営部